

◎新潟県告示第657号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成25年5月7日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類

- (1) 種類 胎内都市計画道路
- (2) 名称
 - 1・3・1号 新潟村上幹線道路
 - 3・2・1号 一般国道7号線
 - 3・4・2号 中条駅前通り線
 - 3・4・3号 本郷羽黒線
 - 3・4・4号 西中央通り線
 - 3・4・7号 本町通り線
 - 3・4・11号 船戸村松浜線

2 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 平成25年5月7日
至 平成25年5月21日
- (2) 場所
 - ア 新発田市豊町3丁目3番2号（〒957-8511）
新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課
 - イ 胎内市新和町2番10号（〒959-2693）
胎内市地域整備課都市計画住宅係

3 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。